

与那原マリーナの使用許可に関する規則

この「マリーナ施設の使用許可申請に関する規則」は、沖縄県港湾管理条例および沖縄県港湾管理条例に基づいた使用許可に関する規則です。与那原マリーナ使用者はこの規則の趣旨をご理解、ご遵守の上、与那原マリーナをご使用下さい。

第1節 目的および定義

(目的)

第1条 この規則は、与那原マリーナ（以下「マリーナ」といいます。）の施設使用許可に関する事項を定め、もってマリーナ施設の円滑な使用と使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）、その他のマリーナ使用者の安全と利便を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、この規則の条項で定義されるものの他、沖縄県港湾管理条例（以下「条例」といいます。）における用語の意義と同一とします。

第2節 施設使用許可に関わる申請

(施設使用許可申請に関わる申請)

第3条 マリーナ施設の使用しようとする者（以下「申請者」といいます。）はマリーナ施設使用にあたり、マリーナ管理者に対し、所定の書面による手続きにて、施設使用許可に関わる申請をしなければなりません。また、許可を受けた者が、その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とします。

2 マリーナ管理者は、前項の申請に対し、施設使用許可の可否を審査の結果決定し、その結果を申請者に通知するものとします。

(申請者の資格要件)

第4条 施設使用許可における申請者の資格要件は申請する使用許可艇の所有形態により、以下の各号に定めるところによるものとします。

(1) 申請する使用許可艇を操縦できる海技免状を保有し、その使用許可艇

を単独で所有する個人。

- (2) 申請する使用許可艇を操縦できる海技免状を保有し、その使用許可艇を共有で所有する個人。
 - (3) 申請する使用許可艇を操縦できる海技免状を保有する個人を、法人管理責任者としてマリーナ管理者に対し申請登録し、その使用許可艇を所有する法人。
- 2 申請者は申請する使用許可艇の単独所有者または共同所有者のうちの共有代表者、所有者が法人にあってはその法人の代表者若しくはリース契約に基づく船舶借入人に限るものとします。
 - 3 沖縄県暴力団排除条例等に則し、施設使用申請者として不適当な者および行為を、以下の各号に定めるものとします。

(1) 施設使用申請者として不適当な者（施設使用申請者及びクルーを含む）

- ① 施設使用申請者等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事長、その他経営に関する者をいう。施設使用申請者及びクルーを含む。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ② 施設使用申請者等が、事故、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 施設使用申請者等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- ③ 施設使用申請者等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ④ 施設使用申請者等が、暴力団又は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 施設使用申請者として不適当な行為をする者（施設使用申請者及びクルーを含む）

- ① 暴力的な要求行為を行う者
- ② 法的な責任を超えた不適当な要求行為を行う者
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

- ④ 偽計又は威力を用いて会計担当者の業務を妨害する行為を行う者
- ⑤ その他前各号に準ずる行為を行う者

(使用許可の辞退)

第5条 許可を受けた申請者（以下「使用者」といいます。）は、使用許可期間満了時または使用許可期間中にあって、使用許可を辞退する場合には、マリーナ管理者に所定の書面にて辞退の届出を提出しなければなりません。

(使用者の権利・義務の存続期間)

第6条 使用者は、マリーナ管理者に対し、以下の権利を有し、かつ義務を負うものとします。

- ①権利：マリーナ内において、その自己の判断で使用許可艇の係留または陸置、航行、移動、修理、整備等の行為を行うこと。
- ②義務：使用者が負うマリーナ使用許可上の義務を履行すること、および使用料等の支払い、マリーナ管理者からの通知の受領、マリーナ管理者に対する各種の申請、その他マリーナ施設使用許可に関するすべての事項について責任を負っていること。

- 2 前項の権利および義務は、第3条第2項の許可の通知を発した時点から、第5条にもとづく登録辞退届提出後、使用許可艇搬出まで存続するものとします。

(使用許可艇の搬入・搬出)

第7条 使用者はマリーナ内に使用許可艇を搬入または搬出する場合には、事前にマリーナ管理者に対し、所定の書面にて届出を提出しなければなりません。

第3節 権利譲渡・義務引受等の禁止

(権利譲渡・義務引受の禁止)

第8条 使用者は有償・無償を問わず、第三者に対して使用許可に基づく権利の全部または一部を貸与、譲渡および担保に供することはできません。

- 2 使用者は有償・無償を問わず、使用許可に基づき負担する義務の全部または一部を第三者に引き受けさせてはなりません。

(使用許可艇の所有権・共有持分権譲渡の禁止)

第9条 使用者は有償・無償を問わず、第三者に対して使用許可艇の所有権または共有持分権の全部または一部を譲渡してはならないものとします。

第4節 使用料

(使用料の支払い義務)

第10条 使用者は、沖縄県港湾管理条例およびマリーナ管理者が定めた使用料（以下「使用料」といいます。）を納入しなければなりません。

2 前項の使用料は、納付期限内に前納しなければなりません。

3 前項の使用料は、公租公課、物価の変動その他の諸条件を考慮して、
改定できるものとします。

(使用料の支払い方法)

第11条 使用者は使用料をマリーナ管理者が指定する金融機関の口座への振込またはマリーナ管理事務所受付窓口にての現金にて支払うものとします。

2 前項の振込の際にかかる金融機関手数料は使用者の負担とします。

(使用料の不還付)

第12条 使用者が使用許可期間中途において使用許可を辞退した場合には、その辞退理由の如何を問わず、既に納入した使用料は還付しないものとする。

(使用許可艇の搬入・搬出および施設使用)

第13条 使用者は使用料を納入したのちに使用許可艇をマリーナ内に搬入およびマリーナ施設の使用ができるものとします。

2 マリーナ管理者は使用料に未納が有る場合には使用者に対し、使用許可艇のマリーナ施設内からの搬出およびマリーナ施設の使用を制限することができます。

第5節 使用許可の期間・終了

(使用許可期間)

第14条 マリーナ施設の使用許可期間は使用許可日から1年間（年単位）または1カ月以上1年未満（月単位）、1カ月未満（日単位）とします。

(使用許可期間終了の効果)

第15条 マリーナ施設の使用許可期間終了または使用期間内での辞退届を提出した場合には、使用者は直ちにマリーナ施設内から使用許可艇を搬出しなければならないものとします。

2 使用者がマリーナ施設の使用許可期間終了または使用期間内での辞退届を提出後、なお使用許可艇を搬出しない場合は、使用期間終了日または辞退届に記載された艇搬出日の翌日から搬出日までの間の使用料を支払わなければなりません。

3 マリーナ施設の使用許可期間終了または使用期間内での辞退届を提出後、使用料支払債務およびマリーナ施設使用に対するその他の債務がある場合、使用者は直ちにそれらの債務を支払うものとします。

また、マリーナ管理者からの催告にも係らず、使用者がそれらの債務を支払わないときは、マリーナ管理者は使用許可艇を任意に売却し、その代金をそれらの債務に弁済充当することができるものとし使用者はこの充当に対し、一切の異議申し立て、損害賠償を請求することはできないものとします。

第4節 一般事項

(通知義務)

第16条 使用者は使用許可申請書に記載した住所・電話番号・ファックス番号・メールアドレス・勤務先およびその電話番号、法人の商号・法人代表者・法人管理責任者などの事項に変更が生じた場合には、速やかに変更を確認できる書類を添付して、所定の書面にて変更内容をマリーナ管理者に通知しなければなりません。

- 2 使用者が使用許可艇の船舶法定書類記載内容を変更した場合には、速やかに変更した法定書類の写しをマリーナ管理者に提出しなければなりません。

(規則の改正)

第17条 この規則は、マリーナ管理者の必要に応じて、改正することができます。

附 則

(規則の効力発生時期)

- 1 この規則は、平成28年7月1日よりその効力を生じます。